

論点② 経営基盤の強化・負担軽減

対応案

（キャンセル時などの送迎減算の緩和）

- 例えば、利用者の居宅まで迎えに行った際に発生するような「突発的な送迎のキャンセル」について、例外的な取扱いとして、送迎減算の対象から外すことを検討してはどうか。

※ 通所リハビリテーションについても同様に検討してはどうか。

（共同送迎の推進）

- 地域における送迎の効率性を高める観点から、他法人や他事業所と連携して行う共同送迎の取扱いをより明確にするとともに、利用者の生活を支える機能の向上や地域共生の観点から、これまでの共同送迎と同様に雇用契約や業務委託契約などによる責任の明確化が図られることを前提とする中で、通所系サービスにおいて送迎を実施したと認められる同乗の範囲を、現状認められている他介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所に加え、児童の通園・通学、地域の買い物支援などとの同乗も拡充することを検討してはどうか。

※ 通所リハビリテーションについても同様に検討してはどうか。

（延長加算の見直し）

- 算定率の低い、延長加算ニ（12時間以上13時間未満の場合）・ホ（13時間以上14時間未満の場合）については、利用者のわかりやすさという観点や事業者の事務負担軽減の観点から廃止してはどうか。

※ 通所リハビリテーションについても同様に検討してはどうか。

（中重度者ケア体制加算の見直し）

- 地域密着型通所介護の中重度者ケア体制加算について、小規模事業所の経営や人材確保の観点から、算定要件の見直しについて検討してはどうか。

論点② 経営基盤の強化・負担軽減

論点②

(延長加算の見直し)

- 延長加算は家族介護者の負担軽減を図るため、通常の利用時間（9時間未満）を超えてサービス提供する事業者への評価を行うものである。
- 延長加算 二（12時間以上13時間未満の場合）の算定率は事業所ベースで通所介護は0.0%、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護0.1%であり、延長加算 ホ（13時間以上14時間未満の場合）の算定率は、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護で0.0%である。
- 延長加算を算定しない理由としては、「突発的なやむを得ない理由の場合、延長加算を算定せずに柔軟に対応しているため」と回答した事業所の割合が最も多かった。
- 令和6年度改定における審議報告も踏まえ、利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、算定率の低い延長加算二・ホについてどのように考えるか。

(中重度者ケア体制加算の見直し)

- 通所介護及び地域密着型通所介護の1事業所あたり利用者数は、通所介護は50.5人、地域密着型通所介護は24.6人であり、要介護3～5の利用者が全体に占める割合は、地域密着型通所介護と通所介護でそれぞれ約3割である。
- 中重度者ケア体制加算については、配置基準に規定する員数に加えて、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上配置しなければならないこととしている。
- 通所介護及び地域密着型通所介護においては、平均利用者数に倍程度の差があるが、中重度者ケア体制加算の配置要件については同等の数を求めていることや、加算単位数は同額であることから、職員の配置にかかるコストは変わらないものの、経営の圧迫につながっている状況にある。
- 上記を踏まえ、地域密着型通所介護の中重度者の受け入れによる経営負担や人材確保の観点から、どのような対応が考えられるか。

中重度者ケア体制加算の要件について

- 地域密着型通所介護事業所において、中重度者ケア体制加算の算定でハードルが高い要件としては、看護・介護職員の加配、利用者の割合要件、看護職員の配置要件がそれぞれ同程度に高い傾向にあった。
- また、事業所における要介護3以上の利用者が占める割合が3割以上である事業所は、通所介護の各規模区分で約5割、地域密着型通所介護で約4割であった。

中重度者ケア体制加算の算定ハードルが高い要件

	合 計	中重度者ケア体制加算/算定のハードルが高い要件						
		す で こ と 配 置 と	常 勤 換 算 方 法 を た	は 看 護 職 員 ま た	3 の 要 件 の 利 用 者 を 上 と	配 員 専 務 他 の 職 務 を 兼 担 す る 名 数 と	と を る 画 的 な ケ ア 実 施 す こ と	を 活 の 継 続 に 必 ず な い と す る こ と
地域密着型通所介護	660	374	389	406	243	129		
	100.0	56.7	58.9	61.5	36.8	19.5		

事業所における要介護3以上の利用者が占める割合別事業所数

		事業所における要介護3以上の利用者が占める割合				
		0～9%	10～19%	20～29%	30～39%	40%以上
模 別 区 ・ 事 ビ 分 業 ス 所 種 規	通所介護（通常規模型）	102	394	587	506	612
		4.6	17.9	26.7	23.0	27.8
	通所介護(大規模型Ⅰ)	1	9	34	29	18
		1.1	9.9	37.4	31.9	19.8
	通所介護(大規模型Ⅱ)	3	16	29	23	35
		2.8	15.1	27.4	21.7	33.0
	地域密着型通所介護	211	426	427	305	469
		11.5	23.2	23.2	16.6	25.5

出典：令和8年度老人保健健康増進等事業「通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の運営の実態に関する調査研究事業」速報値

令和7年度老人保健健康増進等事業「通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の運営の実態に関する調査研究事業」より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

通所介護・地域密着型通所介護の利用者の状況

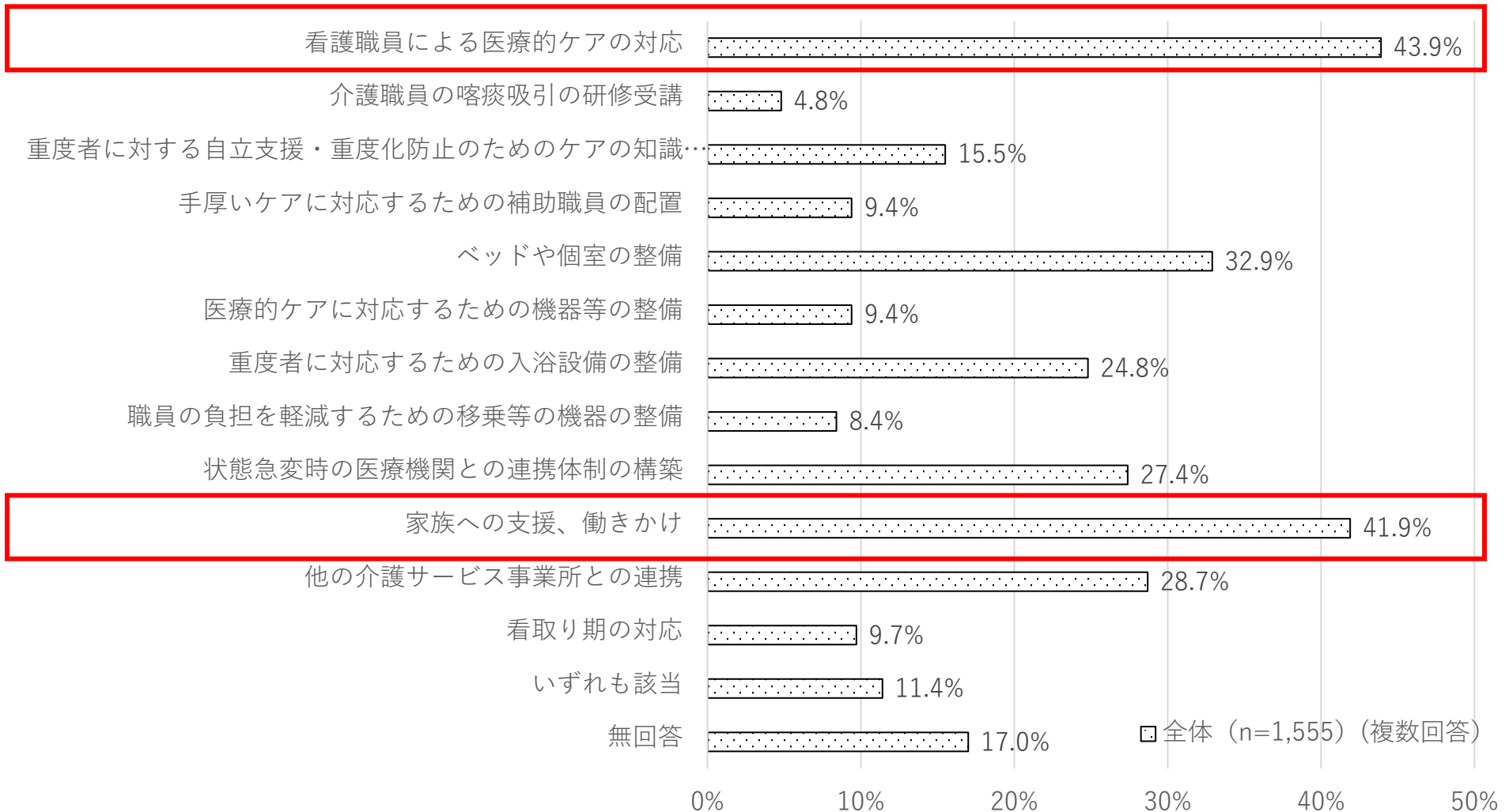
- 1事業所あたりの利用者数は、通所介護が50.5人、地域密着型通所介護が24.6人であった。
- また、受給者のうち、要介護3～5が占める割合は、通所介護及び地域密着型通所介護でそれぞれ約3割であった。

	受給者数（千人）	請求事業所数（件）	1事業所あたりの利用者数（人）
通所介護	1,230.7	24,381	50.5
地域密着型通所介護	440.6	17,887	24.6

	受給者数（千人）						要介護3～5が 占める割合
	総数	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
通所介護	1230.7	465.8	365.8	206.6	130	62.5	32.4%
地域密着通所介護	440.6	182.7	135	68.8	36.7	17.5	28.0%

中重度者（要介護3以上）への対応状況

○ 中重度者への対応状況や実施内容として多いのは、「看護職員による医療的ケアの対応」（43.9%）、「家族への支援、働きかけ」（41.9%）であった。



出典：令和8年度老人保健健康増進等事業「通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護の運営の実態に関する調査研究事業」速報値